

(案)

政 委 第 〇 〇 号

平成 15 年 11 月〇日

文 部 科 学 大 臣

河 村 建 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性

当委員会は、「独立行政法人通則法」(平成 11 年法律第 103 号) 第 35 条第 3 項を踏まえるとともに、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定) 及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」(平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定) に基づき、独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について、指摘を行うこととされています。

独立行政法人教員研修センターは、独立行政法人通則法に基づく中期目標期間終了時における組織及び業務全般の見直しの対象となる初の独立行政法人であり、独立行政法人制度の重要な要素となっている定期的見直しのシステムが、法の予定するとおりに機能するかどうかの試金石として、国民の注目が集まっています。また、このような状況の下、同センターについては、本年 6 月末の平成 14 年度事業報告書の提出から本年 8 月末の概算要求までの短期間に、その組織及び業務全般の見直しに関する文部科学省としての当初案が取りまとめられたところであり、関係者の御努力に敬意を表します。

当委員会としては、この当初案、同センターの事務及び事業に関する関係者の見解、同センターのこれまでの業務の実績に関する評価の結果等を基に慎重な審議を行い、その事務及び事業の全体についての改善の方向性や改善の鍵となる事務及び事業について、独立行政法人通則法に基づく勧告の方向性として、別紙のとおり整理を行いました。現在、貴省においては、所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にするとともに、その中で同センターが担う役割の位置付け及び同センターの存在意義を明らかにした上で、同センターの組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直しが進められていますが、その具体的な検討に当たっても、本整理が活用されることを期待します。

当委員会としては、今後、同センターの新中期目標及び新中期計画の策定に向けた貴省、同センター、貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、行政改革推進本部からの求めがあれば、これに対して必要な意見を述べるとともに、必要な場合には、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）の主要な事務及び事業については、教育の構造改革の必要性を踏まえて法人の資源を最大限有効に活用するとともに、民間にできることは民間に委ねる、地方にできることは地方に委ねるとの観点に立って、

- ・ 学校教育関係職員に対する研修（①各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修のほか、②喫緊の重要課題に関する研修及び③地方公共団体等のみで実施した場合に受講者の量的確保や質の維持向上が困難な研修）
 - ・ 地方公共団体が行う教職員に対する研修に関する指導、助言及び援助
- として、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 学校教育関係職員に対する研修

センターが自ら実施する研修については、以下の1、2及び3に掲げる研修に特化することとし、センターで現在行われている研修の中で、これらに該当しない研修は、できる限り早期に廃止、移管等する必要がある。また、これらの研修の実施に当たっては、特に1の研修へと重点化するとともに、IT技術の活用、地方開催等による国・地方を通じた総コストの効率化、民間人材育成機関、各地域の国立大学法人等の協力を得た幅広い連携やその知見等の活用等を一層図り、さらに、研修の実効性を具体的に把握・評価していく必要がある。

1 センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

センターは、各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修として、教育の構造改革の旗手となる校長等の中核的教員となる者（以下「中核的教員」という。）に対し、学校管理運営の一層の適正化を図るための管理運営方法等に係る研修を行うものとする。

具体的には、地方公共団体では実施が困難な内容を精選し、学校管理運営の最新の優れた実践事例の蓄積に裏打ちされた質の高い研修を、単なる学問的な内容に偏ることなく、教育の現場に具体的にフィードバックすることが可能となるような形で、メリハリを付けて実施するものとする。また、受講者の研修の成果を人事等の資料として活用することができるよう任命権者に情報提供を行うなどにより、この研修を中核的教員のキ

キャリアパスの一環と位置付けられるようなものとする。

(1) 教職員等中央研修講座については、現行の教職員等中央研修講座を見直し、IT技術等を活用して、いわゆる集合研修について、研修効果を維持しつつ、項目を厳選した上、日程を最大限短縮し、中核的教員に対する十分な受講機会と高い参加率を効果的・効率的に確保する。この観点から、

- ・ 既存のエルネット（教育情報衛星通信ネットワークシステム）、eラーニング等により広く講義等を提供する事前研修プログラムと、
 - ・ 事前研修プログラムを受講して成果を修めた中核的教員を対象として行う、演習、討論、行政当局との意見交換等に重点化した集合研修プログラム
- とに再編合理化を行うものとする。

また、同研修については、センターの組織全体のスリム化を図る中で、講師となることができるような高い専門性を有する職員を中期的に確保・育成し、組織におけるそのような職員の割合を高める等、効果的、効率的な運用を図るものとする。

(2) 教職員短期海外派遣研修については、海外における視察等の研修を教職員等中央研修講座等の全受講者を対象に行う現行の教職員短期海外派遣研修を見直す。具体的には、教育の構造改革に資する特に優れた自主的調査研究課題を有すると認められた中核的教員のみを厳選して海外に派遣することとする。このため、センターは、

- ・ 当該調査研究の一環として行う海外事例等の調査研究費用の一部助成、
- ・ 調査研究先となる海外の教育行政機関や学校等に関する情報提供、
- ・ 類似の課題を有する他地域の中核的教員との海外における共同調査研究のコーディネート

等の必要な支援に重点化、厳選するものとする。

また、本研修については、調査研究結果を資料化して地方公共団体のみならずセンターにも蓄積し、今後の研修において活用していくとともに、調査研究結果の蓄積の進展を踏まえ、次期中期目標期間を通じて調査研究課題、派遣の規模等について見直しを行い、一定の支援を行うことが引き続き必要不可欠であると認められるものだけに限り実施するものとする。

2 地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

センターは、国の制度改正等に伴い早急に周知徹底を図る喫緊の重要課題について、地方公共団体が必要な研修等を独自に行い得ることとするための講師等の育成を目的とする研修を行う。こうした研修については、個別に文部科学大臣からの明確な中期目標や委託に基づいて実施するものとし、事業・テーマについてあらかじめ一定の時限を設けて終了させるとともに、定期的に効果等の評価を行い、研修内容の見直しを行う。

このため、本研修については、このような課題について地方公共団体が独自の研修等を実施することが早期に可能となるよう、各教育委員会の指導主事、教育センターの研修主事及びこれに準ずる者を対象に、廃止期限・テーマ見直し期限等を定めつつ集中的に実施するとともに、既存のエルネット、eラーニング等を活用してできる限り集合研修を絞り込む等により、効果的・効率的に実施するものとする。

3 地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修

センターは、地方公共団体等のみで実施した場合に受講者の量的確保や質の維持向上が困難な研修として、センターで現在行われている研修のうち、地方公共団体の共益的事業として真にふさわしいものを当該地方公共団体の委託等により実施するものとする。また、その際、社会経済情勢、研修参加率の状況、地方公共団体が単独で行う場合とのコスト比較等を踏まえつつ、必要最小限度の研修とするとともに、派遣者負担の導入等により、運営費交付金に依存しないものとする。

第2 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

センターは、その業務の特化、集中化、重点化、質の高度化を図っていく中で、自ら実施する研修を、上記のとおり整理合理化、スリム化する一方、地方公共団体が行う研修に対する指導、助言及び援助として地方公共団体に対する研修教材の提供等を効率性に配慮しつつ充実するものとする。

具体的には、センターが担う喫緊の重要課題に関する研修について、廃止期限・テーマ見直し期限内に地方公共団体が自ら実施することが可能となるよう図るとともに、地方公共団体が自ら実施する研修を一層有効なものとするため、地方公共団体に対する研修プログラムや教材の提供、講師の紹介等の支援等を、その成果について厳格な評価を行った上で、その意義を確認しつつ行うものとする。